

令和元年度包括外部監査結果に対する措置状況（市長事務部局）

監査テーマ:子育て支援の充実に関する施策の財務事務の執行について

令和2年10月末現在

指摘結果	区分	報告書ページ	所管課名	対象事業名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
3		35	こども未来課	時間外(延長)保育事業	標準時間延長保育の実績報告誤りについて	施設における集計誤りにより、毎月の延長保育実施報告書の内容に誤りがあった。各施設からの各日の利用時間及び利用人数の集計を誤ると補助基準額にも影響が生じるため、特に手集計が必要となる各項目の集計方法について周知を徹底し、毎月の報告でも確認を徹底し、報告誤りをなくすべきである。	令和2年度から、各施設に対し、各項目の集計方法について周知するとともに、市においても複数人で確認する体制とした。	措置済
5		41	こども未来課	一時預かり事業	一時預かり事業(一般型)の国・県への事業実績報告書の利用児童数の誤りについて	国への事業実績報告書において、年間延べ利用児童数の転記誤りがあった。補助基準額に影響を与える誤りではなかったが、適切に事業実績報告書を作成・提出すべきである。	令和2年度から、事業実績報告書の内容を複数人により確認を徹底することとした。	措置済
3		50	こども未来課	病児・病後児保育事業	月次管理表における管理徹底について	月次管理表を作成し利用児童数を管理しているが、生活保護世帯及び非課税世帯の利用児童数も入力し、施設の実績報告と差異が生じている場合は、確認を行うべきである。また、後日生活保護世帯又は非課税世帯ということが判明した場合は、利用台帳を修正した上で、再度提出してもらうことを周知徹底すべきである。	令和2年度から、月次管理表へ生活保護世帯及び非課税世帯の利用児童数も入力するとともに、各施設に対しても、報告内容に変更がある場合は、利用台帳を再度提出するよう依頼した。	措置済
5		55	こども未来課	幼稚園就園奨励事業	国外収入がある保護者の所得割課税額相当額算定業務について	国外収入があった保護者の市民税所得割額相当額を検討した過程が確認できる資料が他の書類と別に保管されていた。国外収入がある場合の計算シートやマニュアル等を整備するとともに、検討資料は収入を証明する資料に添付し保管することが望ましい。	本事業は令和元年度で終了しているが、今後、同様の算定業務を行う場合は、市民税所得割相当額を検討した資料は、収入を証明する資料に添付しなおして保管するとともに、市民税所得割額相当額を簡易に算出できる計算シートを作成する。	措置済
6		59	こども未来課	子育てサロン事業	市全体イベント参加人数を子育てサロン参加人数に加える運用について	市全体で実施するイベントへ参加した児童数を、運営スタッフとして参加した者がいる各地区社協に社協単位の頭割りで各サロンの参加児童数として配賦している。この運用の是非と、配賦の方法について、再考を求める。	令和2年度から、全ての子育てイベントではなく、子育てサロンが主催、または共催するイベントのみを算定対象とし、適切な範囲で参加児童数を集計することとした。	措置済
9		62	こども未来課	児童福祉施設等産休等代替職員設置事業	補助金の過払いについて	補助対象期間について、出産日の翌日から8週間を経過する期間内としているが、申請者が2か月と勘違いし申請を行ったことに対し、市の確認が不十分で補助金の過払いが生じている。過払い分の返還を求めるとともに、今後確認漏れが発生しないよう、対策を講じる必要がある。	令和元年度から、補助対象期間を複数の職員により確認を徹底することとした。 なお、過払い分については、令和元年度に施設から返還を受けている。	措置済
10		62	こども未来課	児童福祉施設等産休等代替職員設置事業	補助要件の確認について	産休による申請の場合、出産日が確認できる書類の添付を求めているが、健康保険出産手当金支給申請書を添付している申請者があった。証明書類は、公的、少なくとも第三者が発行するものと考えるべきである。	令和元年度から、出産証明書、戸籍抄本、住民票など、公的又は第三者が発行する書類にて出産日の確認を行っている。	措置済

指摘区分 結果	意見	報告書 ページ	所管課名	対象事業名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
11		64	こども未来課	保育研修事業	事業実績報告の精査について	市の職員が研修の講師を担当した際に報酬を支払っているものがあつたが、報酬の取扱いについて確認が不足しており、チェック機能も十分でなかったと思われる。実績報告の確認に際し、支出が適正なものであるか注意深く精査する必要がある。	今後、同様の誤りがないよう、令和2年度から、事務マニュアルに留意事項として明記した。 なお、誤って支給した報酬については令和元年度内に返還されたことを確認している。	措置済
	7	66	こども未来課	保育士修学資金貸付金事業	返還免除要件(勤務形態等)の明確化について	市内の保育所等に5年以上勤務した場合、奨学金が全額免除されることとなるが、制度の趣旨を存分に達するため、できるだけ多くの期間を保育士として従事してもらうことが望ましい。免除要件に一定の定量的な勤務時間等を設ける必要がある。	令和2年度から、条例を改正し、保育士として1月当たり20日以上、1日当たり6時間以上勤務することを返還免除の要件に加えた。	措置済
	9	68	こども未来課	保育士修学資金貸付金事業	制度の周知拡大について	市内で保育士を目指すものや、高校生に当制度を漏れなく周知させることは事業効果を一層高める観点から有効であると考えられ、今後、市の担当職員が大学・高校の生徒に直接制度を説明する等の制度周知の拡大が望まれる。	令和元年度は募集人員を上回る応募があることを確認しており、制度周知は十分に行われているものと認識していることから、当面は現状維持とし、今後応募数が少なくなった場合には周知拡大を図る。	現状維持
	13	75	こども未来課	施設型等給付費支給事業	施設型等給付に不必要な資料の徴収について	施設から月次で提出される施設型等給付の請求資料の中の「出席状況報告書」については、請求事務に関連性がないため、施設の負担軽減の観点から徴収中止を検討されたい。	令和2年度から、出席状況報告書の提出を不要とした。	措置済
	14	77	子育て支援課	子育て短期支援事業(ショートステイ)	随意契約の理由の記載について	契約方法を随意契約とする理由は重要な情報であるため、起案書には随意契約とする理由を具体的に記載すべきである。	令和2年度の契約において、起案書に随意契約の理由を具体的に記載した。	措置済
15		82	こども家庭相談室	虐待等に対する関係機関の連携、家庭相談員による相談体制の充実、児童虐待防止の啓発活動	国庫補助金実績報告の記載誤りについて	市が国に提出している児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金実績報告に記載誤りがあつた。補助所要額への影響はなかったが、記載誤りを防止するため、確認体制を強化する必要がある。	令和2年度から、記載誤りを防止するため、同一金額が入力される欄については、あらかじめ色付けする等の工夫をするほか、記載内容を複数人で確認することとした。	措置済
16		86	こども家庭相談室	母子家庭等自立支援教育訓練助成事業	支援員の記録について	助成要件としている支援員との事前相談の記録として作成される「相談受付・申込票」及び「インテーク・アセスメントシート」等に相談を受けた担当者名の記載がないが、記録しておくべきである。	令和2年度から、「相談受付・申込票」及び「インテーク・アセスメントシート」に相談を受けた担当者名の記載を徹底し、決裁時に複数人で確認することとした。	措置済
17		86	こども家庭相談室	母子家庭等自立支援教育訓練助成事業	HPからのリンク切れについて	市HPにリンク切れがある。リンクが切れた原因を把握するとともに、今後発生しないための対策を講じる必要がある。	令和2年度から、定期的に市HPの内容を確認し、リンク先ページのURL変更等に応じた速やかな更新を行うこととした。 なお、当該リンク切れについては令和元年度内に修正を行った。	措置済
	18	86	こども家庭相談室	母子家庭等自立支援教育訓練助成事業	給付金支給要件の確認記録について	給付金申請時の添付書類について、公簿等によって確認した場合でも、その旨の記録は残しておくべきである。また、後日提出してもらうこととした場合には、確認を行った旨の記録を残すべきであると思われる。	令和2年度から、公簿等で確認した場合には当該確認書類の写し等を申請書に添付し、確認した旨の記録することとした。また、後日確認することとした添付書類についても確認した旨を記録することとした。	措置済

指摘区分 結果	意見	報告書 ページ	所管課名	対象事業名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
18		90	こども家庭相談室	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	県母連への委託料積算について	委託料積算においては十分な検討を行う必要があり、見積徴収時から内容を変更せざるを得ないのであれば、その変更による経費の内容を精査し、検討過程も明らかにするべきであった。	令和2年度から、事業計画書の精査を徹底し、計画を変更せざるを得ない場合には事業計画の変更の承認を行うこととした。	措置済
20		91	こども家庭相談室	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	未実施に終わった事業に係る確認記録について	仕様書上実施が求められている「託児サービス」について、講習会の受講申込書に託児希望の記録があるにもかかわらず、実績報告には「託児の利用者はいなかった。」との記載され、その理由についての記録がなかった。仕様書に定められている業務であり、取消に至った経緯等は記録しておく必要がある。	令和2年度から、受託者に対し、仕様書・事業計画書に記載のある事業については、漏れなく実績報告書に記載するよう求めた。	措置済
21		92	こども家庭相談室	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	実績報告とセンター仕様書等の整合性について	実績報告書に記載された事業と仕様書等に記載された事業の関連付けが困難な業務がある。事業に係る経費と認めるのであれば、少なくとも実績報告には明記するように指導すべきである。	令和2年度から、受託者に対し、仕様書等に記載された事業の関連付けが困難な業務がある場合、実績報告書に明記してもらうよう求めた。	措置済
	20	94	こども家庭相談室	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	実施に至らなかった事業について	計画されていたが参加申し込みがなく結果として実施されなかった講習会があった。事業の周知、利用者増に向けたさらなる努力が望まれる。	令和2年度から、潜在的な受講希望者にとってより分かりやすい事業周知内容となるよう、市HPの見直しを行った。	措置済
23		96	こども家庭相談室	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	HPからのリンク切れについて	市HPにリンク切れがある。リンクが切れた原因を把握するとともに、今後発生しないための対策を講じる必要がある。	令和2年度から、定期的に市HPの内容を確認し、リンク先ページのURL変更等に応じた速やかな更新を行うこととした。 なお、当該リンク切れについては令和元年度内に修正を行った。	措置済
	22	96	こども家庭相談室	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	潜在的な利用者に対する周知努力について	平成29年度の中核市移行に伴い県から移管された事業であるが、利用状況が芳しくないため、潜在的な利用者に対する事業の周知が必要である。	令和2年度から、潜在的な利用希望者にとってより分かりやすい事業周知内容となるよう、市HPの見直しを行った。	措置済
	23	99	こども家庭相談室	ひとり親家庭等日常生活支援事業	県母連への業務委託(随意契約)について	県母連に(1者)随意契約で業務委託を行っているが、同様のサービス提供可能な唯一の団体であるとする理由については疑問がある。公募や複数の事業者から見積を徴取する等も含め競争性の確保に努めるべきである。	令和2年度から、随意契約を行う理由を再確認し、本市におけるひとり親家庭等のための就業支援や相談支援の実績がある唯一の団体であり、総合的な支援が可能な委託先は県母連のみであることから、今後も県母連との1者随意契約を継続することとした。	現状維持
27		110	子育て支援課	児童館運営事業	施設、設備、備品の修繕にかかる市の事前承認の漏れについて	指定管理者が行う緊急修繕において、事前承認漏れがあり、実地検査でも指摘されていない状況であった。基準書に反する運用であるため、市は指定管理者に対し適宜適切な指導を行うべきである。	令和元年度から、指定管理者へ指導を行い、市の事前承認の上で修繕が実施されるよう改めた。	措置済
28		111	子育て支援課	児童館運営事業	苦情発生時の市への報告漏れについて	苦情発生時の市への月次報告がされていないため、市は指定管理者に対し、適宜適切な指導を行うべきである。	令和元年度から、指定管理者へ指導を行い、苦情発生時における月次報告がなされるよう改めた。	措置済
29		111	子育て支援課	児童館運営事業	再委託の申請及び承認の漏れについて	浄化槽の管理等における再委託について、市への届け出の手続きが行われていなかった。今後、市への承認手続きを経てから第三者委託を実施する必要がある。	令和元年度から、指定管理者へ指導を行い、市へあらかじめ届け出た上で第三者委託が実施されるよう改めた。	措置済

指摘結果	区分意見	報告書ページ	所管課名	対象事業名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
	26	112	子育て支援課	児童館運営事業	指定管理専用口座を用いない判断の文書化について	事務の効率化等の理由から専用口座を使用しておらず、市と指定管理者が協議し決定したとのことであるが、この経緯について文書化されていないため、専用口座を使用しない理由を文書化する等の対応が必要である。	令和2年度に、指定管理者から提出された専用口座を使用しない理由について、文書により承認した。	措置済
30		116	子育て支援課	児童手当	児童手当の返還金の債権管理について	返還金が発生した場合、債権者の管理状況を明らかにするため、財務規則第245条に基づき、債権管理票を備え付ける必要がある。	令和元年度に、平成31年4月に遡り、債権管理票を作成した。(過年度繰越分を含む)	措置済
	27	119	子育て支援課	子育て情報整備事業	メールマガジン配信事業の所管課の変更について	メールマガジンの配信内容は、こども未来課が所管する「こどもはっち」や「子育てサロン」等に関する情報が主である。事業の効果的・効率的な観点からこども未来課において本事業を実施することを検討してもよいのではないかと。	今後は、これまでの配信情報に加え、子育てに関する行政情報や民間イベント情報等の配信についても強化することとし、引き続き子育て支援課で本事業を実施することとした。	現状維持
	28	121	子育て支援課	読み聞かせキッズブック事業	ブッククーポンの配付方法について	ブッククーポンの配付については、簡易書留による発送を行っているが、クーポンの額面と比較した場合に手数料が過大となっているため、3歳児検診や普通郵便など、その他の配付方法による送付も再考すべきである。	本事業は既に終了しているが、今後事業が再開となった場合は、クーポンの額面と比較した場合のコストと、クーポンの誤再送がないよう、郵送状況についての問い合わせに対応できるかを検討し、配付方法を決定する。	措置済
	29	122	子育て支援課	読み聞かせキッズブック事業	具体的なKPIの設定について	教育指導課所管の小学生向けブッククーポンの利用者の指針を参考とし、明確な目標値を設定すべきである。	本事業は既に終了しているが、今後事業が再開となった場合は、類似事業の指標を参考にしながら、ブッククーポン利用率の明確な目標値を設定する。	措置済
	30	122	子育て支援課	読み聞かせキッズブック事業	利用率向上のための施策について	ブッククーポンの利用率向上のため、クーポン1枚当たりの金額を分割すること、3か月間という事業の実施期間の拡大を提言したい。	本事業は既に終了しているが、クーポンの額面額及び実施期間については、小学生向けブッククーポンの額と事業実施期間を考慮し、教育指導課と市書店連盟に相談の上決定したものであったため、本事業が再開となった場合は、実施方針を関係機関に相談のうえ、対応する。	措置済
	31	126	子育て支援課	児童扶養手当支給事業	児童扶養手当債権管理票の更新について	児童扶養手当返還金に係る債権管理票について、担当者が随時、もしくは、定期的に紙台帳の印刷を行い、上席者が債権管理票綴を閲覧、確認することが必要である。	令和2年度から、担当者が随時印刷を行い、四半期ごとに課長まで閲覧、確認することとした。	措置済
	31	127	子育て支援課	児童扶養手当支給事業	児童扶養手当の返還金の回収事務について	滞納者への対応マニュアルで想定している未納者への訪問回数と実際の訪問回数との間で乖離が生じているため、マニュアルに沿った運用又は実態に合わせたマニュアルの改訂を検討すべきである。	令和2年度から、実態に合ったマニュアルとなるよう、改訂を行った。	措置済
	32	132	こども家庭相談室	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	違約金不徴収とする判断基準について	違約金を不徴収とすることがどうかについては、事由を証する書面等、可能な限り客観的な根拠に基づいて可否を判断する必要がある。また、複数の担当者によって討議するとともに、決裁文書によって最終決裁者を明確にして、判断の責任の所在を明らかにする必要がある。	令和2年度から、担当者は、不徴収の判断基準に基づき、可否の理由を明確に記載するとともに、決裁により、複数人が可否の是非を確認しながら、責任の所在を明確にすることとした。	措置済

指摘区分 結果	意見	報告書 ページ	所管課名	対象事業名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
33		138	障がい福祉課	障がい児及びその家庭への適切な支援	障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金の実績報告の誤りについて	実績報告における利用者数の一部のデータについて、集計表への転記誤りがあったものである。補助金額に影響はないものの、事業の実績を合理的に跡付ける公文書であり、作成・提出の際、複数名での確認を実施し、報告書類に誤りがないようにすべきである。	令和元年度から、報告書類作成の際、主担当及び副担当による確認を徹底することとした。	措置済
34		140	障がい福祉課	障がい児及びその家庭への適切な支援	青森県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業費補助金精算額調書の申請件数等の区分項目の報告誤りについて	実績報告における申請件数区分項目について、記入誤りがあったものである。補助金額に影響はないものの、事業の実績を合理的に跡付ける公文書であり、作成・提出の際、複数名での確認を実施し、報告書類に誤りがないようにすべきである。	令和元年度から、報告書類作成の際、主担当及び副担当による確認を徹底することとした。	措置済
33		140	障がい福祉課	障がい児及びその家庭への適切な支援	県との緊密な連絡・協議の必要性について	各事業における補助対象の拡充等が行われた場合には、補助対象の可否について、県との緊密な連絡・協議を実施すべきである。	今後、各事業における補助対象の拡充等が行われるとの情報が入った場合は、正式文書受理前であっても、県との緊密な連絡・協議を行うこととする。	措置済
36		145	保健総務課	休日・夜間の救急医療体制の確保	指定管理者の会計処理科目について	職員の福利厚生を目的とする支出を会議費として処理している事案について、福利厚生費として処理すべき。	令和元年度から、当該支出を福利厚生費として会計処理を行った。	措置済
37		145	保健総務課	休日・夜間の救急医療体制の確保	アンケート原本の保存について	目安箱に投函される利用者アンケートについて、原本を保存すべき。	令和元年度から、アンケートの原本をファイリングして保存することとした。	措置済
38		149	健康づくり推進課	妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発・相談支援の充実	成果指標について	マタニティ健康相談の成果指標を相談日(開庁日)としているが、1日数件の実態であるため、相談件数を評価指標とすることが望ましい。	令和2年度から、成果指標として相談人数(件数)を併記し、年度ごとの相談人数の推移を把握できるようにした。	措置済
41		158	健康づくり推進課	子育て世代包括支援センター	産後ケア事業の利用実績が低い件について	産後ケア事業の利用者が少ない現状について、条件の緩和、手続きの緩和、PRによって取り組みの促進することを期待したい。国の実施要綱にとらわれず、利用者目線に立ったサービスを提供することが望ましい。	令和2年度から、利用手続の負担軽減を図るため、これまで利用の都度申請が必要としていたものを、1度の申請で通算5回まで利用できるように変更した。 また、周知を強化するため、市広報紙において令和元年12月号お知らせ記事及び令和2年2月号以降の健康ガイドで当事業を紹介するとともに、事業チラシや市ホームページの内容を見直した。	措置済